

## 市第76号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（  
平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

泉領家地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉領家地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
---------------	--

別表第2に次のように加える。

泉領家地区地	低層住宅A地区 低層住宅B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に
--------	--------------------	--

区整備計画区域		規定するものを除く。)
	中層住宅地区	1 公衆浴場 2 畜舎
	住宅・商業地区	1 公衆浴場 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもの及び自動車修理工場を除く。） 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

別表第5 新子安駅西地区再開発地区整備計画区域の項、日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域の項及び山下町本町通り地区地区整備計画区域の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改める。

別表第6に次のように加える。

泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区 低層住宅B地区 中層住宅地区 住宅・商業地区	132平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
---------------	---	-----------	---

別表第7に次のように加える。

	低層住宅A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類す
--	---------	--	--

泉領家地区地区整備計画区域			る用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
	低層住宅B地区 中層住宅地区 住宅・商業地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの

別表第8に次のように加える。

泉領家地区地区整備計画区域	中層住宅地区	1 12メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
---------------	--------	--	---

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

## 提 案 理 由

泉領家地区地区整備計画区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めるとともに、建築基準法の一部改正に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（太線部分が改正案）

別表第1 適用区域（第3条）

名 称	区 域
（省 略）	
泉領家地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉領家地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2 建築物の用途の制限（第5条）

(あ) 区 域	(い) 地 区	(う) 建築してはならない建築物
（省 略）		
泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区 低層住宅B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	中層住宅地区	1 公衆浴場 2 畜舎
		1 公衆浴場 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供

	住宅・商業地区	する建築物に附属するもの及び自動車修理工場を除く。 。) 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
--	---------	--

(備考省略)

別表第5 建築物の建蔽率の最高限度（第7条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築物の建蔽率の最高限度
(省 略)		
新子安駅西地区 再開発地区 整備計画区域	駅前拠点地区	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の7、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第6項第1号、同条第5項第1号に該当するものにあつては10分の8）
(省 略)		
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	10分の8（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては10分の9、同条第6項第1号、同条第5項第1号に該当するものにあつては10分の10）
(省 略)		
山下町本町通り地区地区整備計画区域	A 地区	10分の5（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の6、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第6項第1号、同条第5項第1号に該当するものにあつては10分の7）
	B-1地区	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の7、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第6項第1号、同条第5項第1号に該当するものにあつては10分の8）
	B-2地区 B-3地区	10分の5（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の6、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第6項第1号、同条第5項第1号に該当するものにあつては10分の7）

		のにあつては10分の7)
(省 略)		

別表第6 建築物の敷地面積の最低限度（第8条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
(省 略)			
泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区	132平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	低層住宅B地区		
	中層住宅地区		
	住宅・商業地区		

(備考省略)

別表第7 壁面の位置の制限（第9条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
(省 略)			
泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供
	低層住宅B地区 中層住宅地区 住宅・商業地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	

			し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
--	--	--	-----------------------

(備考省略)

## 別表第8 建築物の高さの最高限度（第10条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
泉領家地区地区整備計画区域	中層住宅地区	1 12メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—

(備考省略)

